

通所介護重要事項説明書

（事業の目的）

株式会社3Cが開設するブルーミングケア稲城坂浜(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所毎に置くべき従業者(以下「通所介護従業者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とします。

（運営の方針）

事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。

事業の実施にあたっては、利用者がお住まいの市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（事業所の名称等）

通所介護事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	株式会社3C	・ 営利法人
代 表 者 名	代表取締役 舩水 努	
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住 所) 東京都千代田区平河町2丁目16番6号 j e Vビル6階	
	(電 話) 042-401-3616	
	(FAX) 042-401-3617	

事業所名称及び事業所番号

事 業 所 名	ブルーミングケア稲城坂浜
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住 所) 東京都稲城市坂浜3丁目30-1
	(電 話) 042-401-3616
	(FAX) 042-401-3617
事 業 所 番 号	1375100755
管 理 者 の 氏 名	兵頭 江利子
利 用 定 員	通常規模型通所介護(20名)

事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分				職務の内容
		常勤専従 (人)	常勤兼務 (人)	非常勤専従 (人)	非常勤兼務 (人)	
管 理 者	1		1			事業所の管理
生活相談員	3		1		2	相談・生活指導等
介 護 職 員	6		1	3	2	介護全般
機能訓練指導員	3		1		2	機能回復訓練等
看 護 職 員	3		1		2	健康管理、その他介護業務等

事業の実施地域

事業の実施地域	稲城市・多摩市・川崎市麻生区・
---------	-----------------

営業日

営 業 日	月曜日～日曜日(祝日を含む)
営 業 時 間	8:00～18:00
サ ー ビ ス 提 供 時 間	9:00～17:00

※ただし送迎対応時間は、8:00～21:00とします。

※費用については別表の通り

種 類	内 容
食 事	食事（昼食及び延長加算算定時の朝食、夕食）を提供します。
入 浴	個人浴槽です。介助が必要な方には職員が個別対応します。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機 能 訓 練	利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生 活 指 導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションや健康体操等を実施します。
健 康 チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相 談 及 び 援 助	利用者と利用者の家族からの各種ご相談に問題解決に向けて取り組みます。
送 迎	ご自宅から施設内までの送迎を行います。但し、ご希望があれば、利用者の家族が行なうことも可能です。

【利用料金の計算方法】

$$(1 \text{ ヶ月の利用合計単位数} + 1 \text{ ヶ月の利用合計単位数} \times 9.0\%) \times \text{地域単価}$$

上記計算方法により、算出された金額から法定の介護給付費を引いた金額が自己負担となります。

介護保険給付対象外サービス

○ 食費

食事サービスを受ける方は、昼食代1食あたり700円が必要となります。

延長加算算定時に、食事サービスを受ける方は、朝食代1食あたり500円・夕食代1食あたり700円が必要となります。

○ おおつ代

おむつ等を使用される方は、以下の通り料金がかかります。

おすつ・リハビリパンツ : 200円

バット : 100円

○ その他の費用

通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、利用者の希望により通常のサービス提供の範囲を超える
保険外の費用は、サービス提供の範囲を超えた時点から利用者の負担となります。

○ キャンセル料

正当な理由がある場合に限り、無料です。

利用料等のお支払方法

利用料等のお支払い方法については

口座振替・振込・現金支払 となります。

その他のお支払い方法についてはご相談ください。

(事業所の特色等)

事業の目的

笑顔を決やらず、地域とのかかわりに感謝し、失敗を恐れず、挑む心を忘れず、ともに働く仲間と助け合い、ご利用者・ご家族の人生の一部になる重みを感じ、行動は自信を持って、個々の感情を大切にし、あきらめることなく関わり続ける。

私たちは住み慣れた地域に絆を創造していきます。

運當方針

- ① わたしたちは、利用者様を尊敬し、その命を守り、責任を持って介護を行ないます。
- ② わたしたちは、一人ひとりに「目配り・気配り・心配り」ができる個別ケアに真正面から取り組んでいます。
- ③ わたしたちは、住み慣れた地域社会の中で、尊厳を保ちながら「自分が自分らしくありのまま」に生活できるようにお手伝いします。
- ④ わたしたち職員全員が「介護職人」だと自負し、より質と満足度が高いケアを目指して取り組んでいます。
- ⑤ わたしたちは、「必要な時」に「必要な量」の介護サービスを「必要な地域」で提供し、在宅生活をサポートします。
- ⑥ わたしたちは、誰もが安心して生活できる地域社会づくりに、草の根から貢献します。

(サービス内容に関する苦情等相談窓口)

当事業所 お客様 相談窓口	窓 口 責 任 者	兵頭 江利子
	ご 利 用 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
	電 話	0 4 2 - 4 0 1 - 3 6 1 6
	ご利用方法・面 接 意 見 箱	(当事業所相談室) (玄関に設置)
☐ 株式会社 3C (運営法人) 相談窓口	住 所	東京都稲城市坂浜 1 2 0 4 - 2 窓口責任者 (斎藤佳子)
	電 話	0 8 0 - 4 4 3 3 - 1 1 8 1
	ご 利 用 時 間	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
☐ 東京都福祉局 相談窓口	住 所	東京都新宿区 2 丁目 8 番 1 号都庁第一本庁舎 2 6 階北側
	電 話	0 3 - 5 3 2 0 - 4 5 9 7
	ご 利 用 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
☐ 稲城市福祉権利擁護 センター 相談窓口	住 所	東京都稲城市百村 7 番地 (稲城市福祉センター 2 階)
	電 話	0 4 2 - 3 7 8 - 5 4 3 9
	ご 利 用 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
☐ 稲城市高齢福祉課介 護保険係 相談窓口	住 所	東京都稲城市東長沼 2 1 1 1 番地 (市役所 2 階南側)
	電 話	0 4 2 - 3 7 8 - 2 1 1 1
	ご 利 用 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
☐ 多摩市健康福祉部 介 護保険課 相談窓口	住 所	東京都多摩市関戸 6 丁目 1 2 - 1 本庁舎 1 階
	電 話	0 4 2 - 3 3 8 - 6 9 0 1
	ご 利 用 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
☐ 麻生区役所高齢・障 害課 相談窓口	住 所	神奈川県川崎市麻生区万福寺 1 - 5 - 1
	電 話	0 4 4 - 9 6 5 - 5 1 0 0
	ご 利 用 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
☐ 相談窓口	住 所	
	電 話	
	ご 利 用 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
☐ 相談窓口	住 所	
	電 話	
	ご 利 用 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
☐ 相談窓口	住 所	
	電 話	
	ご 利 用 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
☐ 相談窓口	住 所	
	電 話	
	ご 利 用 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
☐ 国保連 相談窓口	住 所	東京都千代田区飯田橋 3 - 5 - 1 東京区政会館 1 1 階
	電 話	0 3 - 6 2 3 8 - 0 0 1 1
	ご 利 用 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(高齢者虐待防止について)

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底します。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
 - (4) 上記各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定めます。
- (身体的拘束等について)

- (1) 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

(ハラスメント防止対策について)

事業者は、介護の現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超えるような下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為（身体的暴力）
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為（精神的暴力）
 - ③意に沿わない性的な言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為（セクシュアルハラスメント）上記の対象は、当該法人職員、取引先事業所の方、ご利用者及びその家族等となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議などにより、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡・相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(提供するサービスの第三者評価の実施状況)

第三者評価の実施	無	評価機関名	
評価実施年月日	年月日		
評価結果の開示		開示方法	

(その他運営についての留意事項)

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記します。
- (2) 指定通所介護の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備します。
- (4) 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

西暦 2025 年 1 月 1 日

事業者	住 所	東京都千代田区平河町 2 丁目 16 番 6 号 j e V ビル 6 階
	事業者名	株式会社 3C
	代表者名	代表取締役 舩水 努
	事業所名	ブルーミングケア稲城坂浜